

館林地区消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

館林地区消防組合  
管理者 多田善宏

館林地区消防組合条例第7号

館林地区消防組合議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

館林地区消防組合議会個人情報の保護に関する条例（令和5年3月28日条例6号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第52条から第54条までの改正規定及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書きに規定する規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。